

## 東スポーツクラブ会員規約

### 第1条 (会 員)

東スポーツクラブ会員（以下「会員」という）とは、主に北名古屋市東地区におけるスポーツ活動等を運営管理する総合型地域スポーツクラブ「東スポーツクラブ（以下「本クラブ」という）」が定める目的に賛同し、本会員規約を承諾したうえで入会を申し込み、本クラブが入会を認めた方を会員といたします。

会員は、個人会員とファミリー会員（同居の家族）および団体会員によって構成する。

### 第2条 (入会資格)

本クラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 本クラブの目的に賛同する者であること
- (2) 医師から運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること
- (3) 本クラブの定めた諸規定を遵守する者であること

### 第3条 (入会手続)

- (1) 本クラブに入会を希望する者は、所定の入会申込書により申し込み手続を行ったうえ、本クラブが定める会費等を納入するものとします。
- (2) 入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとします。
- (3) 中学生以下の者が会員になろうとするときは、保護者の同意を得て申し込むものとします。

### 第4条 (会 費 等)

- (1) 会費は年会費とします。
- (2) 会員は毎年度会費を納入するものとします。
- (3) 一旦納入された会費は理由の如何を問わず返還しません。
- (4) 会費とは別に「スポーツ安全保険料」を納入するものとします。

### 第5条 (会員証)

- (1) 本クラブは会員に「会員証」を発行します。
- (2) 会員証は会員本人のみが使用出来、他人に貸与したり譲渡したりすることは出来ません。
- (3) 会員が本クラブを利用するときは、会員証を提示するものとします。
- (4) 会員証の有効期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- (5) 会員証を紛失あるいは破損した場合は、所定の手続を行ったうえで会員証の再発行を受けることが出来ます。

### 第6条 (会員資格の継続)

会員の資格は1年間とし、会員期間満了時まで次年度の年会費の納入をもって更新できるものとします。

### 第7条 (退会および会員資格の喪失)

- (1) 会員が都合により退会する場合は、その旨の申し出をしたうえで会員証を返却するものとします。
- (2) 会員が、本規約に違反した場合や、本クラブの名誉を毀損した場合は理事会の決議を経て除名することができものとします。
- (3) 会員は、退会、除名、死亡によってその資格を喪失する

### 第8条 (事故の責任)

会員は、本クラブの活動に際して本クラブの諸規定および施設管理責任者並びに実技指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに違反して傷害、盗難等の事故が起きても、本クラブおよび実技指導者に対し、一切

の損害賠償を請求できないものとする

**第9条（会員の損害賠償責任）**

会員は、本クラブで活動中に自己の責任に帰すべき事由により、他人に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとします。

**第10条（スポーツ安全保険への加入）**

会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとし、未加入者の活動中の事故については、一切の責任を負いません。

**第11条（個人情報の取り扱い）**

会員は、本クラブ入会申込時の氏名、生年月日、性別等の個人情報を、本クラブの活動（スポーツ安全保険加入依頼、会員資格の更新、郵便物等の送付、本人確認、会員サービスの向上・充実を図るための資料作成のため等）および、スポーツ安全保険の保険金請求のために保有・利用することに同意するものとします。

**第12条（諸規則の遵守義務）**

会員は、本規約および本クラブの定める注意事項を遵守するものとします。

本規約は、平成22年4月1日より施行いたします。

**【東スポーツクラブ活動目的】**

本クラブは、『いつでも・だれでも・楽しく・いつまでも』スポーツにふれあうことが出来る活動場所を地域住民に提供していくことを目的とします。

さらに、会員が主体となり本クラブを運営・管理・発展させ、スポーツ振興、健康増進並びに青少年の健全育成に努め、北名古屋市がめざす「健康快適都市」のまちづくりの実現に寄与するものである。